

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年9月1日

香川県教育委員会教育長 淀谷圭三郎

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

香川県立アリーナ用移動式可動席 一式

(2) 購入物品の要求諸元

仕様書による。

(3) 納入場所

高松市サンポート 香川県立アリーナ建設地

(4) 納入期限

令和7年1月31日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否

要

3 契約の内容を示す場所等（入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の交付等）

(1) 入札説明書等の交付場所

郵便番号760-8582 高松市天神前6番1号

香川県教育委員会事務局 新県立体育館整備推進総室新県立体育館整備推進課 施設整備第1グループ

電話番号：087-832-3768 F A X番号：087-831-1912

E-mail shintaiikukan@pref.kagawa.lg.jp

(2) 入札説明書等を交付する日時等

令和5年9月1日から同月11日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、入札説明書等交付申請書を提出すること。

ただし、入札参加希望者の事業所の所在地が香川県外にあり、3(1)に示した場所において交付を受け難い場合は、電子メールにより、3(1)に示すメールアドレスに、入札説明書等交付申請書に必要事項を記入したものを添付の上、令和5年9月11日午後1時まで申請することで、請求することができる。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和5年10月4日まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）に、3(1)に示した場所に対し文書で行うこと（FAX又は電子メールも可とする。）。

回答は、令和5年10月11日午後5時まで、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

5 入札及び開札を行う日時及び場所等

(1) 入札書及び入札金額内訳書（以下「入札書等」という。）の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 令和5年10月20日午後2時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 令和5年10月20日午後1時から午後2時まで

(イ) 提出場所 香川県庁天神前分庁舎5階会議室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 令和5年10月19日午後5時（必着）

(イ) 送付先 3(1)に示した場所

(2) 開札

ア 日時 令和5年10月20日午後4時

イ 場所 香川県教育委員会事務局新県立体育館整備推進総室新県立体育館整備推進課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁天神前分庁舎5階会議室）

6 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展（簡易書留可）に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和5年10月13日午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を3(1)に示した場所に提出すること。審査の結果は、同月17日までに通知する。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和5年9月15日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出してA級格付けの可否の審査を受け、同年10

月12日までにA級格付けを得ること。同申請書を提出する際には、本入札に参加する旨及び本入札がWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける旨を申し出ること。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 F A X 番号087-833-0352

- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 本公告に示した調達物品について、仕様書に示す要求仕様を満たし、かつ、必要な数量を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。
- (6) 本公告に示した調達物品に係る納入、調整及び迅速な保守体制が整備されていることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、8(5)及び(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和5年10月13日午後5時までに、3(1)に示した場所に提出（郵便又は信書便による場合は同日午後5時必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。
- (3) 提出された書類を審査した結果、入札に付する調達物品を納入することができるものと認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより、令和5年10月17日までに通知する（紙入札方式による入札参加を希望する者には紙媒体で通知する。）。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び香川県電子入札運用基準（物品等）に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならないが、この期間内

に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 仮契約

本業務の契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第29号）第3条に該当する場合は、香川県議会の議決を必要とする。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (4) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地：3(1)に同じ。

17 Summary

- (1) Required service(s) or product(s)
Portable and retractable seating systems for Kagawa Prefectural Sports Arena
1 set
- (2) Deadline for submission of bids
By electronic bidding system: 2:00 p.m. on October 20th, 2023
In person: submit between 1:00 p.m.-2:00 p.m. on October 20th, 2023
By mail: 5:00 p.m. on October 19th, 2023
- (3) Contact information
Address:
New Prefectural Gymnasium Preparation and Promotion Division,
Kagawa Prefectural Board of Education
6-1 Tenjinmae, Takamatsu, Kagawa, 760-8582, Japan
Phone:
087-832-3768
- (4) Language and currency
The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.